

大東市新庁舎整備基本方針（素案）

1. 新庁舎整備の必要性

現市庁舎は、昭和40年に本庁舎が建設されてから、55年余りが経過しており、この間、増築等を行ってきましたが、各種窓口の狭隘化、庁舎機能の分散化といった問題を抱えています。

また、平成20年度に本庁舎の耐震診断を行ったところ、本庁舎の大部分において、「大地震動により倒壊し、又は崩壊する危険性がある、又は危険性が高い」との診断結果が出されています。

市民が安心して庁舎を利用するためには、庁舎整備に早期に取り組む必要があり、庁舎整備においてどのような視点により、整備することが望まれるかという方向性を導き出すことが重要です。

本市では、「大東市庁舎の在り方等に関する審議会」を設置するなど、様々な立場の皆様から意見をいただくとともに、市議会においても、特別委員会が引き続き設置されるなど、庁内・庁外問わず、庁舎・行政の在り方について議論を進めてまいりました。これらのご意見を参考に、庁舎整備にかかる基本的な考え方を「基本方針」としてここに示すものです。

2. 新庁舎整備の基本方針

本市では、「あふれる笑顔幸せのまち大東づくり」をめざし、市内に住む人、働く人のすべてが生涯、笑顔で生きがいを持ち、明るく快適に暮らせるよう施策を推進しています。

その中で、市庁舎は行政手続きや相談窓口など、様々な市民ニーズの受け皿として、また、災害時には危機管理・災害対策の拠点として市民の安全を担保する施設でなければなりません。

また、令和2年、全世界に発生したコロナウイルス禍は、これまでに我々が経験したことのない甚大な影響を社会全体にもたらすとともに、その在り方に大きな示唆を与えました。

大地震や豪雨などの自然災害と同様に、経済・社会生活が麻痺し、行政においても、市民サービスが停滞するという現実が発生しました。いかなる災害にも対応でき、また、行政機能・市民サービスを切れ目なく維持するためには、行政のデジタル化や働き方の改革を加速化させ、また、行政の担うべき役割や職員の働き方を見直していくことが喫緊の課題です。また、それに伴って、行

政の在り方そのものが変革していく中においては、庁舎という建物自体にも、柔軟な対応が求められます。

時代が変化していく中でも、市民にとって常に利便性が高いサービスを追求していくことが必要であり、さらに、庁舎は住民自治の拠点として、その存在は身近にあり続けるものと考えられます。

これらを踏まえ、次の5つの方針を示します。

(1) 大規模災害時でも市民の安全・安心を守り、事業継続が可能な庁舎

昨今の全国的な大規模災害の発生や将来の発生可能性を鑑み、大地震に備え、庁舎の耐震性能を確保するとともに、起こりうる大規模浸水も想定し、来庁者をはじめとした市民や職員の生命を守ります。

災害時の司令塔として迅速な対応を取るための活動拠点として、災害時においても、必要な行政機能を継続できる庁舎づくりを進めます。

(2) 時代の変化に対応できる未来志向の庁舎

今日のICTをはじめとする技術革新はめざましく、日々新しい技術が生まれています。これらを活用し行政サービスを改善していくことは、市民の利便性を高めることにつながります。

市民ニーズの変化に対応し、ICTやAIなど先進的技術を積極的に取り入れ、オンラインで手続・相談が完結できるなど、旧来の仕組みにとらわれることのない、時代に見合った庁舎を目指します。

また、中長期的にも、人口や職員数の減少が進む中、効率的かつ効果的に住民サービスを提供できる職員の働き方や役割の変化、市民ニーズの多様化による業務の増加・細分化など、将来的な変化に対応できる柔軟性を備えた庁舎づくりに取り組みます。

(3) 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎

来庁者が訪れやすいよう庁舎へのアクセス性を考え、市民が利用しやすいよう窓口部門の集約化、ワンストップ化をすすめるとともに、人権尊重の視点にも十分配慮した相談窓口や待合スペースの確保など、来庁者に分かりやすく、機能的に市民サービスが提供できる庁舎とします。

ユニバーサルデザインを採用し、合理的配慮の考え方を最大限取り入れるなど、快適で安全な室内空間を創出し、高齢者や障害者、子ども連れなど誰もが不自由なく利用できる庁舎づくりを行います。

(4) 簡素で経済性に優れ、環境や景観に配慮した庁舎

庁舎の整備や施設運営コストについては、必要最小限に留めていく姿勢が重要です。整備にあたっては市有地を活用するなど、整備にかかる初期費用を最小限に抑えつつ、経済性を重視したシンプルで機能的、合理的な庁舎を目指します。

市域全体を見渡しながらか、庁舎機能を全体最適化していくとともに、中長期的な公共施設の在り方を見据え、維持管理にかかる費用などが将来的に過度な財政負担とならないように努めます。

世界的に環境問題が議論される中、ハード整備やその維持管理においては、地球温暖化への対応、省エネルギー化など環境の視点を十分に取り入れるとともに、良好な景観形成に努め、将来世代への負荷を抑制します。

(5) 市民・行政の共創の場となる庁舎

庁舎は多くの市民が利用し、地域との関係性という観点からも重要な位置づけにある公共施設であり、地域住民とともに、様々な地域課題を解決していく拠点ともなります。

まちづくりの発展との関連性を十分に考慮することが必要であり、市の各種計画・方針等との整合性を図りながら、市民・行政が一体となって、まちづくりを進める共創の場とします。

これらの5つの方針を念頭に、新規建替えや耐震補強、増改築など、様々な手法について、その可能性を比較検討するとともに、将来的な変化に対応する柔軟性を備えながら、必要な規模や機能などを盛り込む等、行政サービスの最適化が図られる庁舎・行政組織を目指し、早急な事業の具体化を図っていきます。